

第 1 1 4 回電力・ガス取引監視等委員会の 議事の報告について

(趣旨)

平成 2 9 年台風 2 1 号による被害に係る災害救助法の適用地域に係る対応のため、電力・ガス取引監視等委員会運営規程第 2 条第 2 項の規定に基づき、平成 2 9 年 1 0 月 3 0 日（第 1 1 4 回）に委員会を書面開催した旨報告する。

主なポイント

平成 2 9 年台風 2 1 号により被災した三重県、和歌山県の市町に対する災害救助法の適用が決定されたことを受け、災害救助法適用市町及び隣接市町村※における被災した需要家に対する災害特別措置として、電気事業法及びガス事業法に基づき、平成 2 9 年 1 0 月 3 0 日、当該市町村を供給区域とする中部電力株式会社、関西電力株式会社及び東邦ガス株式会社から、以下のとおり経済産業大臣に認可の申請がなされた。

○中部電力（2 件）、関西電力（2 件）

被災した需要家等に対する電気の災害特別措置として、料金の支払い期限の延長や不使用月の料金免除等を実施

○東邦ガス（2 件）

被災した需要家等に対するガスの災害特別措置として、料金の支払い期限の延長や不使用月の料金免除等を実施

当該認可申請を受け、同日、経済産業大臣から委員長に対し意見の求めがあったことから、委員会として当該認可を行うことに異存がない旨を回答した。

※

災害救助法適用市町村	隣接市町村
三重県伊勢市（いせし）、度会郡玉城町（わたらいぐんたまきちょう） 和歌山県新宮市（しんぐうし）	三重県 熊野市（くまの）、志摩市（しま）、鳥羽市（とば）、多気郡多気町（たきぐんたき）、多気郡明和町（たきぐんめいわ）、度会郡南伊勢町（わたらいぐんみなみいせ）、度会郡度会町（わたらいぐんわたらい）、南牟婁郡紀宝町（みなみむろぐんきほう） 和歌山県 田辺市（たなべ）、東牟婁郡那智勝浦町（ひがしむろぐんなちかつうら）、東牟婁郡古座川町（ひがしむろぐんこざがわ） 奈良県 吉野郡十津川村（よしのぐんかつかわ）